

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）は、平成 18 年 6 月 15 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日に施行される改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定を除き、既に施行されてきたところである。

今般、同号の規定の施行による改正後の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 の規定の施行のため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 19 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第 1 号）及び「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令」（平成 19 年経済産業省、環境省令第 9 号）（以下「改正省令」という。）を平成 19 年 9 月 7 日に公布した。

については、下記事項に十分留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

来年 4 月 1 日に施行される改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定のうち、主な改正事項の内容及び留意点は以下のとおりである。

第一 改正事項の内容（事業者が市町村に資金を拠出する仕組み（法第 10 条の 2 関係））

市町村と事業者の役割について、改正法において、より効率的な容器包装廃棄物の 3 R の推進や容器包装のリサイクルシステム全体の効率化にも資すること等を目的に、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組み（以下「資

金拋出制度」という。)を創設することとした。

これは、市町村の分別収集・選別保管業務の質が、事業者側に引き渡す分別基準適合物の品質を通じて、事業者の再商品化のコストに大きな影響を及ぼすことから、市町村において、容器包装廃棄物の排出抑制の取組を進めるとともに、消費者の協力を得て異物(汚れたものを含む。)の除去を徹底し、分別基準適合物の質を高めれば再商品化の質の向上、コストの削減につながり得ることを勘案したものである。

このため、市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者(以下「指定法人等」という。)が、その再商品化に要すると見込まれた費用の総額と再商品化に現に要した費用の総額の差額に相当する額から、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の金銭を市町村に支払うこととした。

具体的には、改正省令において、毎年度、再商品化に要すると見込まれた費用の総額を「市町村から引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の量と主務大臣が定める単価を乗じて算定した額」、再商品化に現に要した費用の総額を「実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用」とし、その差額の2分の1の金銭(以下「拋出金」という。)を「分別基準適合物の質的向上」と「再商品化費用の低減」の2つの評価項目における寄与度に応じて各市町村に按分して支払うこととした。

今後、資金拋出制度に基づき、事業者から市町村に対して拋出金が支払われることとなるが、その施行に当たり特に以下の点に留意が必要である。

第二 施行に当たっての留意点

1 拋出金の総額の算定について

- (1) 再商品化に要すると見込まれた費用とは、ある時点から再商品化の質の向上・コスト削減といった再商品化の合理化に寄与する市町村・事業者の更なる取組がなかった場合に想定される費用であり、再商品化に要すると見込まれた費用の総額(以下「想定費用」という。)は、特定分別基準適合物ごとに、各市町村から指定法人等が引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の総量(以下「想定量」という。)に、再商品化の手法ごとに主務大臣が定める単価(以下「想定単価」という。)を乗じて算定した額を合算した額であること。
- (2) 想定量は、各市町村が指定法人等に特定分別基準適合物の引渡しをあらかじめ申し込む量であること。この量については、法第8条第1項に基づき3年ごとに見直す市町村分別収集計画に定める特定分別基準適合物の量から、同計画に定める独自処理予定量を控除したものを申し込むこと。ただし、申込みを行う時点において、市町村分別収集計画の策定時点から当該年度における分別収集を実施する地区、実施する時期、分別収集を実施する対象品目及び独自処理量を変更する場合には、こ

これらの事情による引渡量的変動分を反映した量を申し込むこと。

- (3) 想定単価は、当該年度前に主務大臣が定めることとし、一定の予見可能性を確保するため、3年ごとに見直すものであること。また、精度の高い適切な単価とするため、直近3年度間（例えば、平成20～22年度にあつては平成17～19年度）の再商品化単価（再商品化の実施後に確定する再商品化事業者への委託単価）の平均値を用い、かつ、プラスチック製容器包装のように再商品化単価が大きく異なる複数の再商品化手法がある場合は再商品化手法ごとに区別して算定するものであること。
- (4) 再商品化に必要な行為に現に要した費用の総額（以下「現に要した費用」という。）については、特定分別基準適合物ごとに、指定法人等が実際に各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の総量に、再商品化の手法ごとにそれらの再商品化に係る再商品化単価を乗じて算定した額を合算した額であること。
- (5) 拠出金は、現に要した費用が想定費用を下回る場合に生じ、また、想定費用は一定の予見可能性が確保されていることから、各市町村においては、資金拠出制度を活用し、引渡実績量の低減につながる容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化単価の低減につながる分別基準適合物の質の向上に向けた更なる取組を計画的かつ継続的に推進するよう努められたいこと。

2 拠出金の各市町村への支払いについて

- (1) 再商品化の合理化に寄与する程度を勘案し指定法人等から拠出金の支払いを受ける市町村は、分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村と想定単価に比べ現に要した単価が低減した市町村であり、それぞれ拠出金の総額の2分の1の額から寄与度に応じて各市町村に按分して支払われることとなるが、いずれに該当する場合であっても、特定分別基準適合物の引渡実績量に応じて当該寄与度が算定されるものであること。
- (2) 各市町村が分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる要件は、プラスチック製容器包装については、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装廃棄物の比率が90%以上であつて前年度に比べ当該比率が2%以上向上した場合、又は当該年度における当該比率が95%以上である場合、ガラスびん、ペットボトル及び紙製容器包装については、指定法人の引取品質ガイドラインの基準を上回る場合であること。該当する市町村については、当該年度における指定法人のべール品質調査結果等を基に主務大臣が判定するものであること。
- (3) 想定単価に比べ現に要した単価が低減した市町村においては、再商品化手法ごと

に想定単価と各指定保管施設ごとの再商品化単価の差額にそれぞれの引渡実績量を乗じて低減額を算定し、それらを市町村ごとに合算した額を当該各市町村の寄与度とすること。また、各指定保管施設における再商品化単価が想定単価を上回る場合は、その差額を零として計算されること。

- (4) 抛出金の対象となる各市町村から指定法人等に引き渡された特定分別基準適合物のうち、その再商品化が有償又は無償で実施されたものに係る再商品化単価は零となること。例えば、各指定保管施設におけるペットボトルに係る特定分別基準適合物のうち、その再商品化が有償又は無償で実施された場合は、当該再商品化単価は零となり、想定単価が零を上回る限りにおいては、指定法人等への引渡しにより、資金抛出制度に基づく抛出金が支払われることとなる。加えて、使用済みペットボトルの指定法人への引渡しに係る指定法人の収入については、平成18年6月23日付け事務連絡にて通知したとおり各市町村に支払われることとなる。これらを踏まえ、法第3条第2項第4号の規定に基づき基本方針に定めた趣旨を十分理解の上、今後とも指定法人等への円滑な引き渡しに努めること。

なお、指定法人等に引き渡されない場合にあつては、平成18年12月1日付け環廃企発061201007号により大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知したとおり、指定法人等に引き渡されることにより再商品化が実施される場合と同様、自らその事業者の適格性を厳格に審査するとともに、当該事業者が環境保全上支障を生じない方法によって、分別収集された容器包装廃棄物について適正に再商品化等の処理を行っていることを現場確認その他の適切な方法により確認すること。また、分別排出を行った住民に対する理解の増進の観点から、処理に関し確認された事項や再商品化により得られた製品等に関し住民に情報提供するよう努めること。

- (5) 当該年度に指定法人等に引き渡した特定分別基準適合物については、当該年度の次年度の6月末日までに再商品化され、その後抛出金の総額及び各市町村への配分額が決定した上で、9月末日までに指定法人等から各市町村（一部事務組合にあつては一部事務組合）に支払われること。